

1 第9期 介護保険制度の見直しに関する意見(概要) (令和4年12月20日) 抜粋

令和4年3月以降、国の社会保障審議会介護保険部会で議論が進められている。

○ 在宅サービスの基盤整備

- ・ 複数の在宅サービス(訪問や通所など)を組み合わせる複合型サービスの類型の新設を検討
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

○ 医療・介護連携等

- ・ 医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性の確保
- ・ 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・ かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

2 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ (令和4年12月28日) 抜粋

令和3年6月以降、国(医政局)において、第8次医療計画等に関する検討会(これまでに21回開催)、在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ(これまでに8回開催)において議論されている。

○ 在宅医療の提供体制 見直しの方向性

- ・ 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。
- ・ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- ・ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

県の在宅医療及び医療・介護連携の推進にかかる検討スケジュール等

参考

	高齢者福祉専門分科会 (高齢福祉課)	あんしん在宅医療・訪問看護推進会議 (高齢福祉課)	市町村・保険者	・県医療審議会 ・県医療対策協議会 (県医務課)
2023年 1月	26日:8期計画評価 国の動向等	26日:8期計画等評 価、国の動向等		
3月				第1回 ・第8次医療計画方向性等
4月	第9期計画構成検討			
5~9月		第1回推進会議 ・指標等検討	6~7月: ・在宅医療・介護連携 事業等ヒアリング 8月:担当係長会議	各地域医療推進対策協議会 (在宅医療部会:各厚生セン ター所管)の開催 ・在宅医療及び医療介護連 携に関する検討
10月	第1回 分科会			
11~12月	第2回 分科会	第2回推進会議 ・両計画の素案等		第2回 ・素案等について
2024年 1~2月	パブリックコメント等			パブリックコメント等
3月	第3回 分科会 策定・公表			第3回 ・計画案について(諮問・答申) 公示

在宅医療及び医療・介護連携について

第19回第8次医療計画等に関する検討会	参考資料 1
令和4年11月24日	

本ワーキンググループにおける主な論点

第12回第8次医療計画等に関する検討会	参考資料 改
令和4年8月4日	

<在宅医療の提供体制について>

- 在宅医療における圏域の設定規模
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点の位置づけ
- 現在の地域ごとの医療資源の状況を踏まえた、量的拡充(医療機関数、事業所数の増加)やグループ化、情報通信機器等の活用も含めた、効果的・効率的な在宅医療の提供体制の整備
- 都道府県が小児在宅医療の利用者数と提供機関数を把握するための、国や都道府県における取組

<急変時、看取り、災害時等における在宅医療の体制整備について>

- 在宅医療を担う医療機関と救急医療機関・消防機関との連携の強化や、在宅療養患者が住み慣れた地域で最期まで過ごせるための、ICTを活用した病診連携・診診連携・多職種連携の体制整備
- 在宅医療を担う医療機関におけるBCPの策定

<在宅医療における各職種の関わりについて>

- 訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導の在宅医療への関わりについて

等

在宅医療の圏域に求められる事項について

第6回在宅医療及び医療・介護連携に
関するワーキンググループ

資料

令和4年9月28日

- 現行の指針において、都道府県は、在宅医療の提供体制に求められる医療機能として、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの機能を示し、圏域を設定することとしている。
- また、「在宅医療の体制構築に係る指針」において、上記4つの機能の確保に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について「医療計画に位置付けることが望ましい。」と記載している。
- 圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであるため、在宅医療の圏域においては、在支診・在支病等の「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」の役割や、地域の医療資源により、複数の医療機関が連携や、医療及び介護・福祉との連携を構築する観点から、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割も踏まえ、設定することが求められる。

在宅医療の圏域の設定

在宅医療の提供体制に求められる医療機能

①退院支援

②日常の療養支援

③急変時の対応

④看取り

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - ・他医療機関の支援
 - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等



在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
 - ・地域の関係者による協議の場の開催
 - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
 - ・関係機関の連携体制の構築 等

- ・市町村 ・保健所
- ・医師会等関係団体 等

